

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和3年1月28日（令和3年（行情）諮問第31号）

答申日：令和4年2月24日（令和3年度（行情）答申第551号）

事件名：司法書士資格認定試験の受験を同一人物について1回しか認めないと
する根拠を記した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「司法書士資格認定試験の受験を同一人物について1回しか認めないと
する根拠を記した文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これ
を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3
条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年11月12日付け総第121
3号により特定地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示
決定（以下「原処分」という。）について、「行政文書の全部開示」との
裁決を求める。

2 審査請求の理由（添付資料は省略する。）

審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以
下のとおりである。

（1）審査請求書

資料1の特定法務局管内における司法書士資格認定試験の実施に関す
る訓令にも回数制限の文章表記はありません。同一人物に1回しか筆記
試験を認めない根拠文章が存在しないのは、複数回受験することが可能
であると考えられます。ほとんどの方々が口述試験形態はとっているもの
の、形式的でほぼ全員が合格し、司法書士資格が附与される簡単な口
述試験（資料2）と違い一般向けの司法書士試験と変わらぬ難解で、解
法速度が要求される筆記試験が1回しか認められないことに理解できま
せん。120分で、不動産登記書式（記述式問題1問）を作成し、商業
登記書式（記述式問題1問）作成し、判例がわからないと解けない憲法、
刑法を含めて20問の多肢択一式問題です。〇〇で休職し、退職したこと
に対して、加重の限度が極端過ぎるのではないのでしょうか。口述試験
で合格したある先輩は何か喋れば合格出来ると言っていました。〇問う
ち〇〇登記は全くわからなかったけど合格したと話していました。

特定期間に特定役職A特定個人Aは電話で、特定年月Aに退職した場

合、「司法書士資格を口述試験のみで司法書士資格の取得を認める。」と話しました。そうでなければ退職届を申し出しません。（撤回しましたが）何故、口述試験だけで司法書士資格が取得出来る権利が消滅するのでしょうか。特定個人Bの不当な処分行為であり、裁量権逸脱行為以外に考えられません。

特定年月B，特定個人Bは何も根拠がないにもかかわらず、「登記官で校合していないのでは」等誹謗中傷し、「司法書士資格認定試験を受けることができないから本省に照会する必要なし」と暴言を吐きました。公務員が国民に対して暴言という天を仰ぎたくなるような恥ずべき行為がありました。

本省からの照会について，特定年月日A特定時刻頃特定個人Bに電話すると，〇分待ってくれと言われました。その〇分後に電話するとただ「要件を満たしている」のみで詳細を聞いても，だだ「要件を満たしている」の繰り返しでした。その1週間後に資料3の起案した根拠とした文書もない虚偽公文書，公文書偽造の疑いがある筆記試験を受けさせる旨の文書が送られてきました。

私（審査請求人を指す。以下同じ。）は人事記録に記載されているように〇歳，特定年月日B特定地方法務局特定支局の特定役職Bに昇任し，登記官印をもってすべて法人・会社を校合し，特定役職Cとして勤務しました。その後特定都道府県では特定施設関連の特殊事件が増加し，特定年月日C特定地方法務局特定出張所に併任し，1日〇件以上校合してきました。その後は病気休職を除き，調査，記入，相談もあるので1週間で〇件以上は校合してきました。それにもかかわらず，〇代半ばで特定府省庁から配転された職員特定個人C，特定個人Dは校合も何年もしないにもかかわらず口述試験のみで資格を取得し，〇〇で何度も病気休職し，退職した特定個人Eも口述のみで資格を取得しています。何故，私のみ簡単な口述試験ではなく，一般の司法書士試験と変わらない難解な筆記試験を受けなければならないのでしょうか。

また，資料3のとおり，特定個人Bの通知した試験方法は「筆記及び口述の方法で行う。」のみの記載された文書が送付されてきました。試験方法について聞きましたが，分からないの一点張りで，筆記試験を受けさせる必要性，理由，経緯も明らかにしませんでした。相手が不利益を被るので説明責任の義務があるのではないのでしょうか。特定年Aは試験に対応できないため，また，弁護士の助言もあり諦めました。

特定年Bは前もって試験方法，筆記試験を受けさせる理由を何度も文書，電話で聞きましたが，答えてもらうことは出来ませんでした。特定地方法務局特定課特定個人Fも筆記試験を受けさせる必要性，理由，経緯を説明する責任を果たしていません。誰もが分かるように文書で筆記

試験を受けさせる理由を説明すべきではないでしょうか。筆記試験の通知を受け取ることができたのは特定月初旬でした。1か月では対応できません。私を陥れようとする魂胆がすけて見えます。弁護士の助言もあり、見送りました。

特定年Cの〇月に改めて、特定個人Bと特定個人Fに内容証明郵便で筆記試験を受けさせる理由とその経緯及び試験のボーダーラインの質問状を文書で回答するように送付しましたが、特定個人Fは回答することが適正な遂行に支障があるのでしょうか。答えてもらうことができませんでした。筆記試験を受けさせられる私の立場になって考えてもらいたいと思います。理由が分からず難解な試験を受ける気持ちになるのでしょうか。特定個人Bは「お答えする立場にありません。」と説明責任を放棄しました。

今年度も現在特定役職Aに照会中です。筆記試験を受けさせる必要性和口述試験と比較して、加重の限度が極端で正当化しうる根拠が見出しえないとき、「その差別は著しく不合理なものと言わなければならず」そのような規定は憲法14条1項に違反して無効と考えます。行政機関に透明性が求められている現在に、同一人物に筆記試験が1回しか認めない根拠文書がないことに承諾できません。形式的な、誰でも合格できる口述試験でなく、行政処分に近い筆記試験だからこそ、また根拠文書がないので複数回認めるべきであると考えます。

(2) 意見書

資料1の特定法務局管内における司法書士資格認定試験の実施に関する訓令にも回数制限の文章表記はありません。同一人物に1回しか筆記試験を認めない根拠文章が存在しないのは、複数回受験することが可能であると考えられます。ほとんどの方々が口述試験形態はとっているものの、形式的でほぼ全員が合格し、資格取得はご褒美です。司法書士資格が附与される簡単な口述試験(資料2)と違い一般向けの司法書士試験と変わらぬ難解で、解法速度が要求される筆記試験が1回しか認められないことに理解できません。口述試験問題はご褒美で、簡単な試験のため外部に漏れるのはまずいため、情報公開請求でも不存在でした。資料は後輩に受け継ぐかたちで順送りされたものです。筆記試験は120分で、不動産登記書式(記述式問題1問)を作成し、商業登記書式(記述式問題1問)作成し、判例がわからないと解けない憲法、刑法、商法を含めて20問の多肢択一式問題(資料3、試験の一部)です。資料4の資格認定が可能である旨の回答があるにもかかわらず、病気に苦しみ、〇〇で休職し、退職した私に対して、特定地方法務局長、特定役職Aのパワハラ行為、嫌がらせ行為にほかならない。筆記試験を課すことは加重の限度が極端過ぎるのではないのでしょうか。口述試験で合格したある

先輩は何か喋れば合格出来ると言っていました。○問のうち○○登記は全くわからなかったけど合格したと話していました。また、その先輩は筆記試験を見て、これは法務局職員以外の裁判所職員、検察庁職員が受けるものと言っていました。

今年度も現在特定役職Aに照会し、別紙5、6のとおりです。このような回答からも文書は存在します。○○で休職し、退職した私に対し、筆記試験を受けさせる必要性和口述試験と比較して、加重の限度が極端で正当化する根拠が見出しえないとき、「その差別は著しく不合理なものと言わなければならず」そのような規定は憲法14条1項に違反して無効と考えます。行政機関に透明性が求められている現在に、同一人物に筆記試験が1回しか認めない根拠文書がないことに承諾出来ません。形式的な、誰でも合格出来る口述試験で、ご褒美でなく、行政処分に近い筆記試験を課されています。根拠文書がなければ複数回受験できると考えます。

司法書士資格認定の基準は責任ある登記官10年です。私も基準を満たしているのは別紙4の決裁書のとおりです。しかし特定役職Dは登記官でないにもかかわらず、職員の管理業務だけで10年に通算され、簡単な口述試験で、司法書士資格を貰っています。不公平、不平等極まりありません。前特定役職Aに全員筆記試験を課してみたらと提案したいくらいです。そうすれば多くの法務局職員は司法書士資格取得できないでしょう。それだけ筆記試験は難易度が高いのです。公証人についてもご褒美で貰っている方がみえます。高卒で、大学で法律を学んだこともなく、司法試験に合格したこともないにもかかわらず、ご褒美で元法務局職員が公証人資格を取得しています。特定年月日Dに特定新聞が○○とネット上にあります。特定都道府県の○○市の公証人○○は総務畑だけで公証人資格を貰っています。当然、法律、登記実務には不慣れで、司法試験合格者でない方はミスもあると思われれます。ご褒美で与えられる資格ではありません。

対象文書が存在しなければ、法務局、法務省の恣意的運用で上記のように、ご褒美で資格が与えられることとなります。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る行政文書開示請求の対象とされた行政文書及び原処分

本件開示請求の対象とされた本件対象文書について、処分庁は、法9条2項の規定に基づき、令和2年11月12日付け総第1213号通知をもって、原処分を行った。

2 審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

処分庁がした原処分を取り消し、本件開示請求の対象とされた行政文書の全部開示を求めるもの。

(2) 審査請求の理由

対象文書が存在しないことに納得ができないため。

3 原処分の妥当性

司法書士法（昭和25年法律第297号）4条2号に定める資格の認定について、同認定試験の受験回数について定めた行政文書は存在しない。よって、不開示相当である。

4 結論

以上のとおりであるから、原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年1月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月10日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和4年1月21日 審議
- ⑤ 同年2月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 法務局及び地方法務局では、主に退職する法務事務官等を対象に司法書士法4条2号の規定による資格認定の試験（以下「認定試験」という。）を実施していることから、1回の受験を想定しているものであり、受験できる回数を定めた規定等は存在しない。したがって、法務局及び地方法務局への周知等も行っていないが、実施している経緯や趣旨から1回と認識されているものと理解している。

イ 本件開示請求に係る行政文書開示請求書における請求する行政文書の名称等の記載内容を踏まえ、審査請求人が主張する特定個人Fによる「司法書士資格認定試験の受験は1回だけ」との発言の有無について、特定地方法務局に確認したところ、事実を確認できる資料はなか

った。

ウ 法務局や地方法務局において、司法書士法4条2号の規定による資格認定に関する事務に関し、判断等に疑義があった場合は、法務局や地方法務局から法務省宛てに照会させることとしており、法務省において当該事案を検討した上で、法務局及び地方法務局に回答することになる。

しかしながら、上記イの特定個人Fの発言に関して、仮に特定地方法務局から法務省への照会がされていたとしても、個々の認定試験に係る判断等に関する照会ではなく、一般的な認定試験の事務に関する照会として行われたものであると考えられるところであり、このような照会についての記録等は、特定地方法務局において通常保存していないところである。

エ 本件開示請求を受け、また、本件審査請求を受けた際に、特定地方法務局の執務室、書庫、パソコン上のフォルダ内等を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から上記(1)ウに関連する文書(写し)の提示を受け確認したところ、当該文書には、認定試験の受験資格に関する法務省の判断の記載は認められるが、本件対象文書に該当するような内容のものではなく、上記(1)ウの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

また、審査請求人において、本件対象文書の存在について、具体的な根拠を示しているわけではなく、処分庁において本件対象文書を保有していることをうかがわせる事情も認められないことから、上記(1)アないしウの諮問庁の説明は否定し難い。

さらに、上記(1)エの本件対象文書の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

(3) 以上によれば、特定地方法務局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件行政文書不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「上記1の行政文書(本件対象文書)は、保有していないため、不開示としました。」と記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しない

かについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定地方法務局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨